

きょうの紙面
①ギャンブル等依存症対策基本法が一部改正へ他
②関東管区局で職員指導担当者会議 他
③署長の目＝千葉県成田署
④警察職員のライフプランPARTⅡ⑩ 他
⑤精選SA(2・⑩) 他 ⑥換挙好事例
⑦富山「技能指導官・技能指導員指定書交付式開く」他
⑧予想問題A(44)(刑事警察) 他



創刊 昭和26年7月1日

発行所
〒102-0093
東京都千代田区平河町2丁目9番2号
日刊警察新聞社
電話 03(3239)8291(代)
03(3239)8321(編集)
https://www.nikkankaisatsu.co.jp
info@nikkankaisatsu.co.jp (総合受付)
henshu@nikkankaisatsu.co.jp (投稿)
日刊(土曜・日曜・祝日休刊)
©日刊警察新聞社 2025

違法オンラインギャンブル

ウェブ上の広告は禁止

ギャンブル等依存症対策基本法が一部改正へ

「ギャンブル等依存症対策基本法」の一部を改正する法律案が18日、参議院本会議で可決・成立した。改正では、違法オンラインギャンブルなどに関するSNSでの広告や、紹介サイトでの情報発信、紹介動画の投稿などが違法となる。警察庁がまとめた改正法の概要は次の通り。

同庁は内容を周知するための広報用ポスターを作成。同庁ウェブサイトに掲載しているほか、改正法の施行日を追加したうえで、各都道府県警察にも配布していく。

1、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

(1) 法案の概要
ア、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提供する行為等の禁止
インターネットを利用して不特定の者に対し、情報の発信を行う者(ウェブサイトを介して、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く)が、次に掲げる行為をしてはならない旨を規定。
○ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提供する行為

○ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為
イ、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底措置を明記。

国又は地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を講ずることを明記。

公布から3月を経過した日から施行
(3) 施行後に見込まれる主な効果
インターネット上の違法オンラインギャンブル等に関する情報の減少が期待される。
2、今後の警察のオンラインカジノ対策の重点
(1) オンライン上で行われる賭博事犯の取締り
決済代行業者やアフィリエイト等、運営に関する者の検挙を推進するなど、厳正な取締りを推進
(2) オンライン上で行われる賭博の違法性に関する周知・広報
動画やポスター等の作成

・ 掲示、ターゲット広告等の従前の取組に加え、民間業界・団体に対して広く協力を求め、戦略的な広報啓発を推進
(3) オンラインカジノ等の利用を勧誘している著名人等への働き掛け
(4) 外務省を通じて外国政府への働き掛け
本年5月下旬から、ライセンスを付与している外国政府等に対し、在外公館を通じて、日本向けサービスが提供されないよう措置を講ずるよう協力を要請。また、在米大使館へも同様の趣旨の働きかけを実施予定

民間と連携の広報啓発活動も

また同庁では民間事業者の協力を得て、次の周知活動を推進している。
○ 全日本デパート・業安全連協会の協力を得て、宅配ピザや寿司等の配達時、警察庁作成のチラシを添えて配布(6月中旬から順次開始)
○ (株)読売巨人軍の協力を得て、東京ドームのオーロラビジョンに警察庁動画を放映

○ 東映(株)と(株)ティ・ジョイの協力を得て、劇場ロビーで警察庁動画を放映、ポスター掲出(一部劇場から)

順次開始
○ (株)アップフロントケルアの協力を得て、コンサート開演前に場内アナウンスや警察庁動画を放映(6月9日、BEYONDOO)
16日には、宅配ピザや寿司等の配達時「オンラインカジノの違法性周知」などについて印刷した広報啓発用チラシ約10万部の配布に協力した全日本デパート・業安全連協議会に対し、検閲重臣生活安全局長

米のイラン攻撃発表を受け、事務連絡で関連施設の警戒警備など指示
警察庁は22日、米国がイラン国内の核施設を攻撃したと発表したことを受け、警備第一課長、公安課長名で警察本部長等宛ての事務連絡を发出し、警備諸対策の徹底を指示した。
米トランプ大統領が「イ

から感謝状を贈呈した。
贈呈式は合同庁舎2号館18階第4会議室で実施。検閲局長が同協議会の浅野秀則理事長に表彰状を手渡した。
米のイラン攻撃発表を受け、事務連絡で関連施設の警戒警備など指示
警察庁は22日、米国がイラン国内の核施設を攻撃したと発表したことを受け、警備第一課長、公安課長名で警察本部長等宛ての事務連絡を发出し、警備諸対策の徹底を指示した。
米トランプ大統領が「イ

ランのフォルドワ、ナタンズ、イスファハンの三つの核施設への攻撃を実行した」と述べたことや、イランの政府系メディアがバーレーンの米海軍艦隊等への攻撃などについて言及していることなど、情勢が緊迫していることを受けたもの。事務連絡における指示要旨は次の通り。
○ 在米米国外使館、在日米軍基地等の米国関連施設、在京イスラエル大使館等のイスラエル・ユダヤ関連施設、在京イラン大使館等のイラン関連施設、在京パレスチナ常駐総代表部等のイスラム関連施設について、情勢に応じた警察官の増強配置、パトロールの強化、不審者への積極的な職務質問等による警戒警備の徹底と、当該施設に対する管理者対策のさらなる推進
○ 本攻撃等に関連するデモ等におけるトラブル防止等の的確な警備措置の徹底
○ これら関連施設に対する危害企図動向等に関する情報収集等の徹底

ご購読申込み専用フリーアクセス
FREE
0120-005-359
受付時間/AM9:00~PM5:00
(月曜日~金曜日)
日刊警察新聞社 営業部